

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	幌加内町

幌加内町鳥獣被害防止計画（第5次）

<連絡先>

担当部署名 幌加内町産業課
所在地 雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地
電話番号 0165-35-2122
FAX番号 0165-35-2127
メールアドレス okahisa.kouta@town.horokanai.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	幌加内町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	そば	被害額 309千円 被害面積 9.99ha
	大豆	被害額 142千円 被害面積 4.99ha
	水稻	被害額 41千円 被害面積 1.70ha
	計	被害額 492千円 被害面積 16.68ha
ヒグマ	デントコーン	被害額 36千円 被害面積 0.55ha
アライグマ	南瓜	被害額 56千円 被害面積 1.30ha
	水稻	被害額 25千円 被害面積 1.00ha
合計		被害額 609千円 被害面積 19.53ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	農作物の播種から収穫まで長期間に渡り出没し、中山間地域を中心に被害が発生している。生息数は不明であり、大豆、水稻、そばの食害、踏み荒らし等の被害が出ている。
ヒグマ	デントコーンの食害が発生しており、住宅地周辺や主要道路への出没が確認されていることから、住民生活の安全確保が求められている。
アライグマ	電気柵の間を通り抜けて南瓜・水稻等の食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害額	492千円	442千円
	被害面積	16.68ha	15.02ha
ヒグマ	被害額	36千円	32千円
	被害面積	0.55ha	0.49ha
アライグマ	被害額	81千円	72千円
	被害面積	2.30ha	2.07ha
合計	被害額	609千円	546千円
	被害面積	19.53ha	17.58ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】</p> <p>ア 年間を通して猟友会等へ要請し、猟銃による有害捕獲を実施。</p> <p>イ 狩猟部会によるくくりわなの設置及び捕獲を実施。（くくり罠購入 H30まで述べ95基購入、わな猟免許取得 R3 現在21名）</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>被害が発生した農地等に箱わなを設置し、捕獲を実施。（ヒグマ用箱罠H24に2基購入）</p> <p>【アライグマ】</p> <p>被害確認後、箱わなを設置し、捕獲を実施。（中型動物用箱わな R3 までに5基購入、H30 電気止め刺し機購入）</p>	<p>【エゾシカ】</p> <p>ア 個体が捕獲者に対し過敏になっており、的確な捕獲が困難となっている。</p> <p>イ 効果的なくくりわなの設置方法の習得。わな猟取得者の増員。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>効果的な箱わなの設置方法の習得。</p> <p>【アライグマ】</p> <p>効果的な箱わなの設置方法の習得。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	<p>【電気柵の設置】 R3 まで延べ 46,570m 設置</p> <p>【緩衝帯の設置】 H24 実績 800m</p>	<p>【電気柵の設置】 設置圃場での効果は高いが、隣接地において被害が発生する。</p> <p>【緩衝帯の設置】 H24 に実施。対象鳥獣の行動範囲の広さから効果的な場所の選定が難しい。</p>
生息環境管理その他の取組		

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>エゾシカ]</p> <p>くくりわなの無償貸出しを実施し、わな猟免許取得者の増員及びエゾシカの習性等に関する研修会(くくりわなの設置方法等)を実施する。また、捕獲者や農協、町及び農業関係機関との連携による効果的な進入防止柵の設置・駆除方法についての検討を行う。</p> <p>[ヒグマ]</p> <p>出没情報の収集に努め、町民に対しヒグマの被害を誘発する家畜飼料や生ごみ・廃棄農作物等の適正管理について注意喚起を促すほか、電気柵の設置、林縁部の下草刈り等の予防措置も促す。また、再三、出没が確認される場合は、周辺住民の協力のもと、速やかに箱わなの設置を行い、的確な捕獲により被害の軽減を図る。</p> <p>[アライグマ]</p> <p>生息状況の情報収集を基に、効果的な防護・駆除方法(箱わなの設置方法、対策推進に資する技術)の導入を検討する。</p>

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【エゾシカ】</p> <p>ア 狩猟部会に対し、わな猟免許取得・現地講習会の実施を支援。</p> <p>イ 猟友会等と年間の捕獲活動について協定を締結する。</p> <p>ウ 捕獲奨励金の交付</p> <p>・幌加内町鳥獣害防止対策協議会（以下「地域協議会」）において、捕獲奨励金制度を設け、捕獲者に対し奨励金を交付する。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>出没情報の確認、地域住民との協議を経て箱わなの設置を地域協議会で行う。また、止め刺しは猟友会等の協力を得て猟銃で行う。人畜に危害が及ぶ危険性がある場合は、猟銃による捕獲を実施する。</p> <p>【アライグマ】</p> <p>出没情報の確認、地域住民との協議後、箱わなの設置を地域協議会で行う。</p>
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ	くくりわな・電気柵の購入、捕獲者の育成
	アライグマ	箱わなの購入、捕獲者の育成
令和5年度	エゾシカ	くくりわな・電気柵の購入、捕獲者の育成
	アライグマ	箱わなの購入、捕獲者の育成
令和6年度	エゾシカ	くくりわな・電気柵の購入、捕獲者の育成
	アライグマ	箱わなの購入、捕獲者の育成

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[エゾシカ] 引き続き、年間を通した捕獲を実施する。第4防止計画期間の捕獲実績を考慮し、捕獲奨励金の活用により捕獲頭数の安定化を図る。</p>
<p>[ヒグマ] 農地においてヒグマによる被害が発生している。人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合、地域住民との協議に基づき捕獲を行う。</p>
<p>[アライグマ] 農地及び農業施設に侵入させない対策と併せて、出没情報が確認された際、地域住民との協議に基づき捕獲を行う。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	200頭	200頭	200頭
ヒグマ	5頭	5頭	5頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段 猟銃・くくりわな・箱わな（原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項第3号又は同法第12第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。）</p>
<p>捕獲予定場所 幌加内町全域（原則として、道鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は捕獲区域に含めない）</p>
<p>捕獲鳥獣 エゾシカ・ヒグマ・アライグマ</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
必要性	
幌加内町全域において、エゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害が多発している。より効率的な捕獲を行うため、幌加内町鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲を実施し、農作物被害の減少を図る。	
捕獲手段	
ライフル銃（原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は同法第12条第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。）	
捕獲予定場所	
幌加内町全域（原則として、道鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は捕獲区域に含めない。）	
捕獲鳥獣	
エゾシカ・ヒグマ	

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
幌加内町全域	エゾシカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m
ヒグマ	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	・電気柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底	・電気柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底	・電気柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底
ヒグマ	・電気柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底	・電気柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底	・電気柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

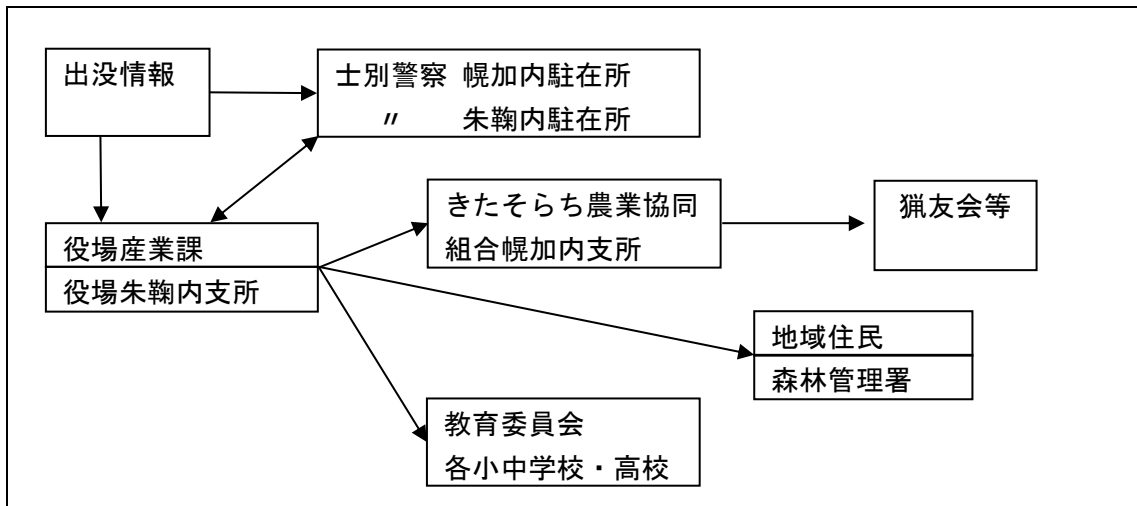
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
幌加内町	鳥獣被害対策の指揮。地域住民への注意喚起(看板等の設置)関係機関への連絡
きたそらち農業協同組合 幌加内支所	鳥獣被害情報の共有。各種対応への協力
士別警察署幌加内駐在所 〃 朱鞠内駐在所	出没現場整理、周辺巡回
NPO旭川市猟友会 北海道猟友会士別支部 狩猟部会	猟銃・わな等を利用した対象鳥獣の捕獲活動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
 猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ
 き役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は
 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合
 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により
 記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

[エゾシカ]
 捕獲者等による「止め刺し」を行い、自家消費が可能な個体は、食肉利
 用し、食肉利用が困難な個体は、幌加内町一般廃棄物最終処分場（幌加
 内町住民課所管）に搬入し、焼却処分とする。

[ヒグマ]
 研究施設への検体提供又は幌加内町一般廃棄物最終処分場（幌加内町
 住民課所管）に搬入し、焼却処分とする。

[アライグマ]
 幌加内町一般廃棄物最終処分（幌加内町住民課所管）に搬入し焼却処分と
 する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし
 た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	幌加内町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
農業者（各営農組合長・副組合長）	電気柵の設置、くくりわなでの捕獲、情報提供等
きたそらち農業協同組合 幌加内支所	農業被害情報収集、農業者、猟友会等の調整
幌加内町 産業課	関係機関との連絡調整
狩猟部会	わな猟免許取得、くくりわなによる講習会の実施及び捕獲活動

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道 上川総合振興局農務課	鳥獣被害対策に関する協議、鳥獣被害防止総合対策事業の指導に関すること 鳥獣害防止対策の窓口
上川農業改良普及センター 士別支所	被害対策アドバイス
きたそらち農業協同組合	
幌加内土地改良区	
NPO 旭川市猟友会	対象鳥獣の捕獲
北海道猟友会士別支部	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年9月に設置、町内銃保持者3名、NPO 旭川市猟友会35名の合計38名（R3時点）で構成している。 活動内容は主に銃による対象鳥獣の捕獲を実施しており、ヒグマの箱罠設置時には箱わなの巡回、捕獲時には止め刺し等の活動を行う。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。